

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（法第三条の三第二項の政令で定める既存工作物が設置されている区域の境界からの距離等） 第七条の二 法第三条の三第二項の政令で定める距離及び政令で定める数値は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる距離及び同表の下欄に掲げる数値とする。		(新設)	
事業の区分	距離	数値	
一 別表第一の一の五の項のホ又はヘに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、二・〇	
二 別表第一の一の五の項のト又はチに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・三	
三 別表第三の三百メートル		発電所又は発電設備の出力について	

一の五の	項のワ又	は力に該	業当する事
いて、一・一			

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 法第二 条第二項 第一号ロ に掲げる 事業の種 類	イ 河川管理 施設等構 造令（昭 和五 十一年政 令第九 十九号） 第二号の サ ーチャー ジ 水位（サ ーチャー ジ水 位がない ダムにあ つては、 同条第 一 号の常 時満水 位にお ける貯 水池の 区域（ 合にお いて、	貯水面積 が七十 五ヘクタ ー以上 百ヘクタ ー未満 で、タル ル未 満で、 ある ダム の新 築の 事業 （当 該ダム が水力 発電所 の設備 となる 場合に あつて は、当 該事業 を実施 しよう とする 者（当 該事業 を実施 しよう とする 者が二 以上で ある場 合にお いて、	都道府県 知事又は 指定都市 の長が一 級河川に ついて事 業を実施 する場合 につき、 河川法第 七十九 条第一 項（河 川法施行 令（昭 和四十年 政令第十 四号）第 四十五 条第二 号に係 る場合 に限る。）

別表第一（第一条、第三条、第七条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 （略）	（略）	（略）	（略）
二 法第二 条第二項 第一号ロ に掲げる 事業の種 類	イ 河川管理 施設等構 造令（昭 和五 十一年政 令第九 十九号） 第二号の サ ーチャー ジ 水位（サ ーチャー ジ水 位がない ダムにあ つては、 同条第 一 号の常 時満水 位にお ける貯 水池の 区域（ 合にお いて、	貯水面積 が七十 五ヘクタ ー以上 百ヘクタ ー未満 で、タル ル未 満で、 ある ダム の新 築の 事業 （当 該ダム が水力 発電所 の設備 となる 場合に あつて は、当 該事業 を実施 しよう とする 者（当 該事業 を実施 しよう とする 者が二 以上で ある場 合にお いて、	都道府県 知事又は 指定都市 の長が一 級河川に ついて事 業を実施 する場合 につき、 河川法第 七十九 条第一 項（河 川法施行 令（昭 和四十年 政令第十 四号）第 四十五 条第二 号に係 る場合 に限る。）

以下「貯水区域」という。）」の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業者）当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者	これらの者のうちから代表する者を定め、ときは、その代表する者の代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該當するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの
--	--

を定めたとき、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の発電事業者（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源

を定めたとき、その代表する者が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の発電事業者（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長又は独立行政法人水資源

機	構	で	あ	る	場	合	を	除	く	。以下単に	「発電事業	者」という	。である	もの（当該	水力発電所	の出力が二	万二千五百	キロワット	以上である	場合に限る	。及び当	該水力発電	所の専用設	備の設置に	該当するも	のを除く。	以下「第一	種ダム新築	事業」とい	う。であ	つて、国土	交通大臣、	都道府県知	事又は指定	都市の長が	河川法（昭	和三十九年	法律第百六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

機	構	で	あ	る	場	合	を	除	く	。以下単に	「発電事業	者」という	。である	もの（当該	水力発電所	の出力が二	万二千五百	キロワット	以上である	場合に限る	。及び当	該水力発電	所の専用設	備の設置に	該当するも	のを除く。	以下「第一	種ダム新築	事業」とい	う。であ	つて、国土	交通大臣、	都道府県知	事又は指定	都市の長が	河川法（昭	和三十九年	法律第百六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

十七号）第 八条に規定 する河川工 事（以下単 に「河川工 事」という 。）として 行うもの	ロ 改築後の 貯水面積が 百ヘクタ― ル以上であ り、かつ、 貯水面積が 五十ヘクタ ール以上増 加すること となるダム の改築（五 の項におい て「大規模 ダム改築」 という。） の事業（当 該改築後の ダムが水力 発電所の設 備となる場 合にあって は、当該事 は、当該事
	改築後の貯水 面積が七十五 ヘクタール以 上であり、か つ、貯水面積 が三十七・五 ヘクタール以 上増加するこ ととなるダム の改築の事業 （第一種ダム 改築事業に該 当しないもの に限るものと し、当該改築 後のダムが水 力発電所の設 備となる場合 にあっては、 当該事業を実 施しようとし る者（当該事
	都道府県知事又は 指定都市の長が一 級河川について事 業を実施する場合 につき、河川法第 七十九条第一項（ 河川法施行令第四 十五条第二号に係 る場合に限る。）

十七号）第 八条に規定 する河川工 事（以下単 に「河川工 事」という 。）として 行うもの	
---	--

するものを 除く。以下 「第一種ダ ム改築事業 」という。 ）、国土交通 大臣、都道 府県知事又 は指定都市 の長が河川 工事として 行うもの	指定都市の長 が河川工事と して行うもの	水道法第六條第一 項、第十條第一項 、第二十六條又は 第三十條第一項
ハ 第一種ダ ム新築事業 であつて、 当該ダムを 用いて水道 法（昭和三十 二年法律第 百七十七号） 第三條第二 項の水道事業 （以下「水道 事業」とい う。）又は同 條第四項の水 道事業（以下 「水道事業 」という。） 又は同條第四 項の水道用水 供給事業	第二種ダム新 築事業であつ て、当該ダム を用いて水道 事業又は水道 用水供給事業 を經營し、又 は經營しよう とする者が行 うもの	

(以下単に「水道用水供給事業」という。)を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	ニ 第一種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	ホ 第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業(昭和三十三年法律
	第二種ダム改築事業であつて、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの	第二種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの(
水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項		事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項

(以下単に「水道用水供給事業」という。)を經營し、又は經營しようとする者が行うもの		ハ 第一種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業(昭和三十三年法律
		第二種ダム新築事業であつて、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの(
		事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項

第八十四号 〔第二条第 四項の工業 用水道事業 （以下単に 「工業用水 道事業」と いう。）を 営み、又は 営もうとす る者が行う もの（地方 公共団体が 法第二条第 二項第二号 口の国の補 助金等の交 付を受けな いで行うも のを除く。）	第一種ダ ム改築事業 であつて、 当該ダムを 用いて工業 用水道事業 を営み、又 は営もうと する者が行 うもの（地 方公共団体 が法第二条 第二号口の 国の補助金 等の交付を 受けないで 行うものを 除く。）	第二種ダム改 築事業であ つて、当該 ダムを用い て工業用水 道事業を営 み、又は営 もうとする 者が行うも の（地方公 共団体が法 第二条第二 号口の国の 補助金等の 交付を受け ないで行う ものを除く。 事業主体が 地方公共団 体以外の者 である場合 につき、工 業用水道事 業法第三 条第二項又 は第六 条第二項
---	--	--

第八十四号 〔第二条第 四項の工業 用水道事業 （以下単に 「工業用水 道事業」と いう。）を 営み、又は 営もうとす る者が行う もの（地方 公共団体が 法第二条第 二項第二号 口の国の補 助金等の交 付を受けな いで行うも のを除く。）	地方公共団 体 が法第二条 第二号口の 国の補助金 等の交付を 受けないで 行うものを 除く。
---	--

チ 第一種ダ ム改築事業 であつて、 土地改良事 業として行 うもの	ト 第一種ダ ム新築事業 であつて、 土地改良法 第二條第二 項の土地改 良事業（以 下単に「土 地改良事業 」という。 ）として行 うもの	うもの（地 方公共団体 が法第二條 第二項第二 号の国の 補助金等の 交付を受け ないで行う ものを除く 。）
第二種ダム改 築事業であつ て、土地改良 事業として行 うもの	第二種ダム新 築事業であつ て、土地改良 事業として行 うもの	が法第二條第 二項第二号ロ の国の補助金 等の交付を受 けないで行う ものを除く。 ）
事業主体が国又は 都道府県以外の者 である場合につき 、土地改良法第五 條第一項、第四十 八條第一項、第九 十五條第一項又は 第十五條第一項又は	事業主体が国又は 都道府県以外の者 である場合につき 、土地改良法第五 條第一項、第四十 八條第一項、第九 十五條第一項又は 第九十五條の二第 一項	

ニ 第一種ダ ム新築事業 であつて、 土地改良法 第二條第二 項の土地改 良事業（以 下単に「土 地改良事業 」という。 ）として行 うもの	第二種ダム新 築事業であつ て、土地改良 事業として行 うもの	事業主体が国又は 都道府県以外の者 である場合につき 、土地改良法第五 條第一項、第四十 八條第一項、第九 十五條第一項又は 第九十五條の二第 一項
--	---	--

直上流部に 水位で堰の 水の最高の とした流 たえたるこ 堰によつて 非洪水時に 画において 築又は改築 位（堰の新 ル計画湛水 位）	第一種ダ ム新築事業 であつて、 独立行政法 人水資源機 構が行うも の	第二種ダム改 築事業であつ て、独立行政 法人水資源機 構が行うもの	第九十五条の二第 一項
直上流部に 水位で堰の 水の最高の とした流 たえたるこ 堰によつて 非洪水時に 画において 築又は改築 位（堰の新 ル計画湛水 位）	第一種ダ ム新築事業 であつて、 独立行政法 人水資源機 構が行うも の	第二種ダム改 築事業であつ て、独立行政 法人水資源機 構が行うもの	第九十五条の二第 一項
直上流部に 水位で堰の 水の最高の とした流 たえたるこ 堰によつて 非洪水時に 画において 築又は改築 位（堰の新 ル計画湛水 位）	第一種ダ ム新築事業 であつて、 独立行政法 人水資源機 構が行うも の	第二種ダム改 築事業であつ て、独立行政 法人水資源機 構が行うもの	第九十五条の二第 一項

直上流部に 水位で堰の 水の最高の とした流 たえたるこ 堰によつて 非洪水時に 画において 築又は改築 位（堰の新 ル計画湛水 位）	第一種ダ ム新築事業 であつて、 独立行政法 人水資源機 構が行うも の	第二種ダム新 築事業であつ て、独立行政 法人水資源機 構が行うもの	第九十五条の二第 一項
直上流部に 水位で堰の 水の最高の とした流 たえたるこ 堰によつて 非洪水時に 画において 築又は改築 位（堰の新 ル計画湛水 位）	第一種ダ ム新築事業 であつて、 独立行政法 人水資源機 構が行うも の	第二種ダム新 築事業であつ て、独立行政 法人水資源機 構が行うもの	第九十五条の二第 一項
直上流部に 水位で堰の 水の最高の とした流 たえたるこ 堰によつて 非洪水時に 画において 築又は改築 位（堰の新 ル計画湛水 位）	第一種ダ ム新築事業 であつて、 独立行政法 人水資源機 構が行うも の	第二種ダム新 築事業であつ て、独立行政 法人水資源機 構が行うもの	第九十五条の二第 一項

る場合にお	二以上であ	とする者が	実施しよう	当該事業を	とする者（	実施しよう	当該事業を	あつては、	なる場合に	所の設備と	が水力発電	業（当該堰	う。）の事	新築」とい	「大規模堰	項において	新築（五の	である堰の	タール以上	）が百ヘク	「という。	「湛水面積	面積（以下	いう。）の	水区域」と	下単に「湛	水区域（以	における湛	をいう。）	おけるもの
都道府県知事	土交通大臣、	であつて、国	「という。）	種堰新築事業	。以下「第二	るものを除く	設置に該当す	の専用設備の	該水力発電所	る。）及び当	ある場合に限	ワット以上で	二千五百キロ	の出力が二万	該水力発電所	あるもの（当	発電事業者で	の用に供する	所をその事業	当該水力発電	表する者）が	きは、その代	者を定めたと	から代表する	らの者のうち	において、これ	である場合に	る者が二以上	施しようとする	当該事業を实

る場合にお	二以上であ	とする者が	実施しよう	当該事業を	とする者（	実施しよう	当該事業を	あつては、	なる場合に	所の設備と	が水力発電	業（当該堰	う。）の事	新築」とい	「大規模堰	項において	新築（五の	である堰の	タール以上	）が百ヘク	「という。	「湛水面積	面積（以下	いう。）の	水区域」と	下単に「湛	水区域（以	における湛	をいう。）	おけるもの
都道府県知事	土交通大臣、	であつて、国	「という。）	種堰新築事業	。以下「第二	るものを除く	設置に該当す	の専用設備の	該水力発電所	る。）及び当	ある場合に限	ワット以上で	二千五百キロ	の出力が二万	該水力発電所	あるもの（当	発電事業者で	の用に供する	所をその事業	当該水力発電	表する者）が	きは、その代	者を定めたと	から代表する	らの者のうち	において、これ	である場合に	る者が二以上	施しようとする	当該事業を实

いて、これ	らの者のう	ちから代表	する者を定	めたときは	、その代表	する者）が	当該水力発	電所をその	事業の用に	供する発電	事業者であ	るもの（当	該水力発電	所の出力が	二万二千五	百キロワツ	ト以上であ	る場合に限	る。）及び	当該水力発	電所の専用	設備の設置	に該当する	ものを除く	。以下「第	一種堰新築	事業」とい	う。）であ	つて、国土	交通大臣、
又は指定都市	の長が河川工	事として行う	もの																											

いて、これ	らの者のう	ちから代表	する者を定	めたときは	、その代表	する者）が	当該水力発	電所をその	事業の用に	供する発電	事業者であ	るもの（当	該水力発電	所の出力が	二万二千五	百キロワツ	ト以上であ	る場合に限	る。）及び	当該水力発	電所の専用	設備の設置	に該当する	ものを除く	。以下「第	一種堰新築	事業」とい	う。）であ	つて、国土	交通大臣、
又は指定都市	の長が河川工	事として行う	もの																											

以下「第一	のを除く。	該当するも	備の設置に	所の専用設	該水力発電	。及び当	場合に限る	以上である	キロワット	万二千五百	の出力が二	水力発電所	もの（当該	業者である	する発電事	業の用に供	所をその事	該水力発電	る者）が当	その代表す	たときは、	る者を定め	から代表す	の者のうち	て、これら	場合におい	以上である	する者が二	施しよう	該事業を実
事として行	の長が河川工	又は指定都市	都道府県知事	土交通大臣、	であつて、国	「という。」	種堰改築事業	。以下「第二	るものを除く	設置に該当す	の専用設備の	該水力発電所	る。）及び当	ある場合に限	ワット以上で	二千五百キロ	の出力が二万	該水力発電所	あるもの（当	発電事業者で	の用に供する	所をその事業	当該水力発電	表する者）が	きは、その代	者を定めたと	から代表する	の者のうち	において、これ	である場合に

以下「第一	のを除く。	該当するも	備の設置に	所の専用設	該水力発電	。及び当	場合に限る	以上である	キロワット	万二千五百	の出力が二	水力発電所	もの（当該	業者である	する発電事	業の用に供	所をその事	該水力発電	る者）が当	その代表す	たときは、	る者を定め	から代表す	の者のうち	て、これら	場合におい	以上である	する者が二	施しよう	該事業を実
事として行	の長が河川工	又は指定都市	都道府県知事	土交通大臣、	であつて、国	「という。」	種堰改築事業	。以下「第二	るものを除く	設置に該当す	の専用設備の	該水力発電所	る。）及び当	ある場合に限	ワット以上で	二千五百キロ	の出力が二万	該水力発電所	あるもの（当	発電事業者で	の用に供する	所をその事業	当該水力発電	表する者）が	きは、その代	者を定めたと	から代表する	の者のうち	において、これ	である場合に

種堰改築事業 「一」という 。で、あつ て、国土交 通大臣、都 道府県知事 又は指定都 市の長が河 川工事とし て行うもの	ワ 第一種堰 新築事業で あつて、当 該堰を用い て水道事業 又は水道用 水供給事業 を経営し、 又は経営し ようとする 者が行うも の	カ 第一種堰 改築事業で あつて、当 該堰を用い て水道事業 又は水道用 水供給事業 又は水道用 水供給事業
もの	第二種堰新築 事業であつて 、当該堰を用 いて水道事業 又は水道用 水供給事業を 営し、又は経 営しようとし る者が行うも の	第二種堰改築 事業であつて 、当該堰を用 いて水道事業 又は水道用 水供給事業を 営し、又は経
水道法第六條第一 項、第二十六條又は 第三十條第一項	水道法第六條第一 項、第二十六條又は 第三十條第一項	水道法第六條第一 項、第二十六條又は 第三十條第一項

種堰改築事業 「一」という 。で、あつ て、国土交 通大臣、都 道府県知事 又は指定都 市の長が河 川工事とし て行うもの	チ 第一種堰 新築事業で あつて、当 該堰を用い て水道事業 又は水道用 水供給事業 を経営し、 又は経営し ようとする 者が行うも の	リ 第一種堰 改築事業で あつて、当 該堰を用い て水道事業 又は水道用 水供給事業
もの	第二種堰新築 事業であつて 、当該堰を用 いて水道事業 又は水道用 水供給事業を 営し、又は経 営しようとし る者が行うも の	第二種堰改築 事業であつて 、当該堰を用 いて水道事業 又は水道用 水供給事業を 営し、又は経
水道法第六條第一 項、第二十六條又は 第三十條第一項	水道法第六條第一 項、第二十六條又は 第三十條第一項	水道法第六條第一 項、第二十六條又は 第三十條第一項

を経営し、 又は経営し ようとする 者が行うも	ヨ 第一種堰 新築事業で あつて、当 該堰を用い て工業用水 道事業を営 み、又は営 もうとする 者が行うも の（地方公 共団体が法 第二号第二 項の補助 金の交付 を受けない で行うもの を除く。）	タ 第一種堰 改築事業で あつて、当 該堰を用い て工業用水 道事業を営
営しようとする 者が行うも の	第二種堰新築 事業であつて 、当該堰を用 いて工業用水 道事業を営み 、又は営もう とする者が行 うもの（地方 公共団体が法 第二号第二項 の補助金等の 交付を受ける のを除く。）	第二種堰改築 事業であつて 、当該堰を用 いて工業用水 道事業を営み 、又は営もう
	事業主体が地方公 共団体以外の者で ある場合につき、 工業用水道事業法 第三条第二項又は 第六条第二項	事業主体が地方公 共団体以外の者で ある場合につき、 工業用水道事業法 第三条第二項又は 第六条第二項

を経営し、 又は経営し ようとする 者が行うも の	ヌ 第一種堰 新築事業で あつて、当 該堰を用い て工業用水 道事業を営 み、又は営 もうとする 者が行うも の（地方公 共団体が法 第二号第二 項の補助 金の交付 を受けない で行うもの を除く。）	ル 第一種堰 改築事業で あつて、当 該堰を用い て工業用水 道事業を営
営しようとする 者が行うも の	第二種堰新築 事業であつて 、当該堰を用 いて工業用水 道事業を営み 、又は営もう とする者が行 うもの（地方 公共団体が法 第二号第二項 の補助金等の 交付を受ける のを除く。）	第二種堰改築 事業であつて 、当該堰を用 いて工業用水 道事業を営み 、又は営もう
	事業主体が地方公 共団体以外の者で ある場合につき、 工業用水道事業法 第三条第二項又は 第六条第二項	

み、又は當 もうとする 者が行うも の（地方公 共団体が法 第二条第二 項第二号口 の国の補助 金等の交付 を受けない で行うもの を除く。）	第二種堰新築 事業であつて 、土地改良事 業として行う もの	事業主体が国又は 都道府県以外の者 である場合につき 、土地改良法第五 条第一項、第四十 五条第一項又は 第九十五条の二第 一項
レ 第一種堰 新築事業で あつて、土 地改良事業 として行う もの	第二種堰改築 事業であつて 、土地改良事 業として行う もの	事業主体が国又は 都道府県以外の者 である場合につき 、土地改良法第五 条第一項、第四十 五条第一項又は 第九十五条の二第 一項
ソ 第一種堰 改築事業で あつて、土 地改良事業 として行う もの	第二種堰改築 事業であつて 、土地改良事 業として行う もの	事業主体が国又は 都道府県以外の者 である場合につき 、土地改良法第五 条第一項、第四十 五条第一項又は 第九十五条の二第 一項

ナ	施設が設	湖沼開発面積	独立行政法人水資	一項
	置される土	が七十五ヘク	源機構が事業を实	
	地の面積及	タール以上百	施する場合につき	
ネ	び施設の操	ヘクタール未	、独立行政法人水	
	作により露	満である湖沼	資源機構法第十三	
	出すること	水位調節施設	条第一項	
ツ	となる水底	の新築の事業		
	の最大の水	であって、国		
	平投影面積	土交通大臣、		
ネ	の合計（以	都道府県知事		
	下「湖沼開	、指定都市の		
	発面積」と	長又は独立行		
ツ	いう。）が	政法人水資源		
	百ヘクター	機構が河川工		
	ル以上であ	事として行		
ネ	改築事業で	第二種堰改築	独立行政法人水資	
	あつて、独	、独立行政法	源機構法第十三条	
	立行政法人	人水資源機構	第一項	
ツ	水資源機構	が行うもの		
	が行うもの			

タ	施設が設	湖沼開発面積	独立行政法人水資	
	置される土	が七十五ヘク	源機構が事業を实	
	地の面積及	タール以上百	施する場合につき	
ヨ	び施設の操	ヘクタール未	、独立行政法人水	
	作により露	満である湖沼	資源機構法第十三	
	出すること	水位調節施設	条第一項	
カ	となる水底	の新築の事業		
	の最大の水	であって、国		
	平投影面積	土交通大臣、		
ヨ	の合計（以	都道府県知事		
	下「湖沼開	、指定都市の		
	発面積」と	長又は独立行		
カ	いう。）が	政法人水資源		
	百ヘクター	機構が河川工		
	ル以上であ	事として行		
ヨ	改築事業で	第二種堰改築	独立行政法人水資	
	あつて、独	、独立行政法	源機構法第十三条	
	立行政法人	人水資源機構	第一項	
カ	水資源機構	が行うもの		
	が行うもの			

三・四 略	
(略)	ラ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの る湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
(略)	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの もの
(略)	

三・四 略	
(略)	レ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの る湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
(略)	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を變更する放水路の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの もの
(略)	

五 条 法 第 二 項		類 事 業 の 種
イ	出力が三	万キロワツ
	出力が二万二	千五百キロワ
エ	出力が三	万キロワツ
	出力が二万二	千五百キロワ
		七条第一項若しくは第四十八条第一項

五 条 法 第 二 項		類 事 業 の 種
イ	出力が三	万キロワツ
	出力が二万二	千五百キロワ
エ	出力が三	万キロワツ
	出力が二万二	千五百キロワ
		七条第一項若しくは第四十八条第一項

る発電事業 者でないとき は、当該 ダム又は当 該堰の新築 又は改築で ある部分を 除く。）	ロ 出力が二 万二千五百 キロワット 以上三万キ ロワット未 満である水 力発電所の 設置の工事 の事業（当 該水力発電 所の設置の 工事が大規 模ダム新築 若しくは大 規模ダム改 築又は大規 模堰新築若 しくは大規 模堰改築（
発電所をその 事業の用に供 する発電事業 者でないとき は、当該ダム 又は当該堰の 新築又は改築 である部分を 除く。）	

ダ ム 新 築 等	下 、 大 規 模	壩 改 築 （	く は 大 規 模	壩 新 築 若	又 は 大 規 模	模 ダ ム 新 築	工 事 が 大 規	所 の 設 置 の	該 水 力 発 電	の 事 業 （	設 置 の 工 事	力 発 電 所 の	満 で あ る 水	ロ ワ ッ ト 未	以 上 三 万 キ	キ ロ ワ ッ ト	万 二 千 五 百	ロ 出 力 が 二	の 用 に 供 す	る 発 電 事 業	者 で な い と	き は 、 当 該	ダ ム の 新 築	又 は 当 該 壩	の 新 築 若 し	く は 改 築 で	あ る 部 分 を	除 く。 ）
																			が 当 該 水 力 発	電 所 を そ の 事	業 の 用 に 供 す	る 発 電 事 業 者	で な い と き は	、 当 該 ダ ム の	新 築 又 は 当 該	壩 の 新 築 若 し	く は 改 築 で あ	る 部 分 を 除 く 。

う水力発電設備の新設を	所の水力発電	工事の事業	(工事の事業)	発電所の事業	更の工事	ダム又は堰	の新築又は改築を伴うものに限	改築を伴うものとし、	場合において、	て、当該ダム又は堰の新築又は改築を伴う場合	ムの新築又は改築を伴う場合	は、改築を行	おうとする者	者(その者)	が二以上の者	ある場合	において、	これらの者のうちから代表する者	定めるとき	は、その代	表する者	が当該水力	発電所の用	に供する発	電事業者で	ないときは	
設備の新設を	伴う水力発電	所の事業	の事業(こ	の事業の第	二欄に掲げ	要件に該当	ないものに	るものとし	当該水力発	所の水力発	事の変更の工	ダム又は堰	改築を伴う場	合において、	当該ダム又は	当該堰の新築	又は改築を行	おうとする者	これらの者のうちから代表する者	定めるとき	は、その代	表する者	が当該水力	発電所の用	に供する発	電事業者で	ないときは

う水力発電設備の新設を	所の水力発電	工事の事業	(工事の事業)	発電所の事業	更の工事	ダム又は堰	の新築又は改築を伴うものに限	改築を伴うものとし、	場合において、	て、当該ダム又は堰の新築又は改築を伴う場合	ムの新築又は改築を伴う場合	は、改築を行	おうとする者	者(その者)	が二以上の者	ある場合	において、	これらの者のうちから代表する者	定めるとき	は、その代	表する者	が当該水力	発電所の用	に供する発	電事業者で	ないときは	
設備の新設を	伴う水力発電	所の事業	の事業(こ	の事業の第	二欄に掲げ	要件に該当	ないものに	るものとし	当該水力発	所の水力発	事の変更の工	ダム又は堰	改築を伴う場	合において、	当該ダム又は	当該堰の新築	又は改築を行	おうとする者	これらの者のうちから代表する者	定めるとき	は、その代	表する者	が当該水力	発電所の用	に供する発	電事業者で	ないときは

別表第二（第十三条関係）			別表第二（第十三条関係）		
対象事業の区分	事業の諸元	正の要件	六十三（略）	（略）	（略）
一・二（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 別表第一の二の項のイからヌまでに該当する対象事	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること	（略）	（略）	（略）
コンクリートダム			（略）	（略）	（略）

別表第二（第十三条関係）			別表第二（第十三条関係）		
対象事業の区分	事業の諸元	正の要件	六十三（略）	（略）	（略）
一・二（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること	（略）	（略）	（略）
コンクリートダム			（略）	（略）	（略）

業	四 別表第一の二の項のルからネまでに該当する対象事業	五 別表第一の二の項のナに該当する対象事業	六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	七、二十(略)
別又はフィルダムの	湛水区域の位置 固定堰又は可動堰の別	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	放水路の区域の位置	(略)
	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	(略)

業	四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業	五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業	六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業	七、二十(略)
別又はフィルダムの	湛水区域の位置 固定堰又は可動堰の別	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	放水路の区域の位置	(略)
	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。	(略)

別表第三（第十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	一・二（略）	三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業	四 別表第一の二の項のロからネまでに該当する対象事業
		(略)	貯水区域の位置 コンクリートダム又はフィルダムの別	湛水区域の位置 固定堰又は可動堰の別 堰の位置
更の要件	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。	(略)	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。 堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。

別表第三（第十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	一・二（略）	三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業	四 別表第一の二の項のロからネまでに該当する対象事業
		(略)	貯水区域の位置 コンクリートダム又はフィルダムの別	湛水区域の位置 固定堰又は可動堰の別 堰の位置
更の要件	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。	(略)	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。 堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。

五 別表第 一の二の 項のナに 該当する 対象事業	湖沼開発区域の位	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。
六 別表第 一の二の 項のニに 該当する 対象事業	放水路の区域の位	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
七 二十 (略)	(略)	(略)

五 別表第 一の二の 項のタに 該当する 対象事業	湖沼開発区域の位	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。
六 別表第 一の二の 項のレに 該当する 対象事業	放水路の区域の位	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
七 二十 (略)	(略)	(略)